



令和8年3月31日

報道機関 各位

### 上田市マンション管理適正化推進計画を策定しました

国内の分譲マンションは、今後、躯体の老朽化や世帯主の高齢化という「2つの老い」の進行により、修繕積立金の不足や管理組合の担い手不足などの課題が顕在化することが懸念されています。

また、適正なマンション管理が行われていない場合には、居住者の住環境の悪化のみならず、周辺の住環境や都市環境の悪化を招くおそれがあります。

このような状況を踏まえ、国は令和2年に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を公布し、令和4年の改正により、地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の策定を位置付けた基本方針を定めました。

上田市では、市内マンションにおける高経年化の進行や居住者の高齢化などの実情を踏まえ、マンションの適正な管理を促進することを目的として、「上田市マンション管理適正化推進計画」を策定しました。

#### 1 マンション管理適正化推進計画について

国が定める基本方針に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るために地方公共団体が作成する計画です。計画には、管理の適正化に関する目標、管理の状況把握のために自治体が講じる措置、管理適正化のために自治体が行う自治体の施策などが含まれます。

#### 2 マンション管理計画認定制度について

マンション管理計画認定制度は、管理組合が作成した管理計画が一定の基準を満たしている場合に、適切な管理が行われているマンションとして、上田市から認定を受けることができる制度です。認定により、区分所有者のマンション管理に対する意識が高く保たれ、管理水準の維持・向上が期待されます。

3 計画期間 令和8年4月から令和13年3月まで（5年間）

4 認定の有効期限 認定を受けた日から5年間です。  
5年ごとに申請・更新を行うことで、認定の有効期限も更新されます。

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

上田市 都市建設部 住宅政策課  
課長：木内 (担当 係長:一之瀬・主査:川上)  
直通TEL0268-23-5176・fax0268-23-5246  
e-mail: jutaku@city.ueda.nagano.jp